

令和2年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 富田地区学童保育所運営委員会
こども未来部こども未来課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 3年 1月13日

【富田地区学童保育所運営委員会】

指 摘

特になし

意 見

特になし

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 長期経営のリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な運営を見据えた経営が行われているか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 学童保育所の建築等に伴う補助金は対象経費の4/5となっており、建設費の一部を運営委員会等が大きな負担をすることになる。また、補助金交付要綱第12条において、一定期間の学童保育所の運営が実施されない場合に、実施期間に応じて補助金の返還が定められている。運営委員会等は長期的な運営を見据えた経営が求められており、こども未来課とも協議をしながら運営を行っているが、引き続き、社会情勢や学童保育所を利用する児童の推移を見据えた運営が必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>運営委員会にとって施設を建築し所有する負担は大きく、当初からこども未来課と協議を行い、将来の学童保育所ニーズを見据えたうえで、積立金と市の補助金により施設整備を行っている。</p> <p>今後も、こども未来課と協議を継続し、社会情勢や学童保育所を利用する児童の推移を見据えた運営に努めていく。</p> <p>また、社会福祉法人との連携や公共施設の利用等により施設を所有せず運営を行える方法等についても模索している。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>運営委員会が施設を建築する際には、施設の規模等について、将来の学童保育所ニーズを見据えたうえで、計画当初からこども未来課と協議を重ね、積立金と市の補助金の範囲で施設整備を行っている。</p> <p>引き続き、こども未来課と協議を継続し、社会情勢や学童保育所利用児童の推移を見据えた運営に努めていく。</p> <p>また、公共施設の利活用により所有施設を増加させないことや社会福祉法人等との連携による運営負担軽減を図っていく。</p>

【こども未来部こども未来課】

指 摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(1) 当課におけるサポート体制のリスク</p> <p>市内には学童保育所が多くあるが、不足している地域もある。運営委員会等の立ち上げや初動期から当課もサポートをしているが、ノウハウがない中で学童保育所の建設等を行う難しさを抱えている。富田学童保育所は、これまで2カ所を建設・運営してきた経験や知見を活かし、児童の使い勝手や安全を考えた棚、クッションフローリングを採用し、玄関の間口を広く確保し、施設内の角を丸くするとともに、防音対策として隣地との施設距離の確保、防音窓の設置などの対策を講じていた。地域の実情に応じた施設をスムーズに建設した富田学童保育所のノウハウを市内で水平展開していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 2月18日</p> <p>富田学童保育所に限らず、他の学童保育所の好事例は運営委員会の同意を頂いたうえで、設計図などの提供や施設見学の実施と委員同士の意見交換を行ってもらい、地域の実情に応じつつ、学童保育所の運営面も考慮した良質な施設整備が行えるよう支援している。</p>
<p>(2) 事業継続可能性のリスク</p> <p>長期ビジョンで学童保育をみると、将来的には児童の減少に伴い学童保育施設の縮小による撤去も想定される。また、一般定期借地権の設定に必要な保証人の設定が長期に渡る場合もあり、保証人の継承などの課題もある。当課においては、運営委員会等が抱える様々な課題に寄り添って対応にあたるとともに、児童が減少に転じた際の制度設計についても検証していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月16日</p> <p>長期的には小学校の児童減少が見込まれる学童保育所については、新たに施設を建設せず、大規模な修繕や改築工事により施設を更新することで直近の学童利用児童増加に対応できるよう当初から携わり、運営委員会の現在と将来に過度な負担がかからないよう支援している。</p> <p>また、借地借家法に基づき貸主が権利保証のため設定する定期借地権については、適切に契約が履行されていくよう、これからも継続して運営委員会等を支援していく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）、合規性等の視点から行った監査の結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 適切な補助金交付要綱について【有効性の視点】</p> <p>補助金交付要綱について、解釈がわかりづらい項目が見受けられる。恣意的な判断によって解釈が異なることがないようにすることや、学童保育所の建設等に伴う必要な設備の指針にもなるよう、国の補助基準に準拠し、不足部分を補えるよう補助金交付要綱の見直しを検討すること。</p>	<p>【検討中】 令和 3年 9月30日</p> <p>補助金交付要綱については、令和4年度予算要求に伴い見直しを行う見込みである。</p> <p>【措置済】 令和 4年 3月24日</p> <p>補助金交付要綱改正時に、建設等において想定される適用事例をまとめ、補助内容を明確にするため、要綱の見直しを行い、統一的な判断ができるよう整理した。</p> <p>また、学童保育所に必要な設備などをまとめたマニュアルを作成（改訂）した。</p>

<p>② 事務手続の簡素化について【効率性の視点】 補助金等の交付に伴う手続について、学童保育所運営委員会等の負担が軽減されるよう事務手続の簡素化を図ること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 9月30日 補助金交付要綱については、令和4年度予算要求に伴い見直しを行う見込みである。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月24日 補助金申請手続きについて、運営委員会の負担軽減と手続きの簡略化を図った。 具体的には、新型コロナウイルス感染症対策関連の新たな補助金について、補助金交付要綱の改正時に、新たな申請書の作成を求めめるのではなく既存の運営事業補助に加算するかたちで利用できるかたちで整理した。また、金額の計算など事務手続きがスムーズに行えるよう入力マニュアルを作成し、配布するとともに必要に応じて作成支援を行った。</p>
<p>③ 補助金の重点的配分について【有効性の視点】 学童保育所に、社会的・地域的に担ってもらう役割を明確にすること。そのうえで、市からの補助金を地域の特性や必要性に応じて重点的に配分することの分析につなげていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日 学童保育所は、本市の総合計画の重点プロジェクトや子ども子育て支援計画に位置付けている。各計画で想定している児童数の推移と学童保育所のヒアリング等から、その特性を分析し、必要性に応じ新たな補助制度を創設している。施設の新設や改築においては、運営委員会等の負担軽減と速やかな工事を促すため解体撤去補助を創設した。</p>
<p>④ 学童保育所の場所選定について【有効性の視点】 学童保育所は、小学校から子ども達が歩いて移動できる範囲にあり、住宅街などにある場合が多い。そのため、隣接する住宅への騒音トラブルや保護者が公道に車を停めることによる地域トラブルなども発生している。このようなトラブルを減少させるために、立地場所については、学校用地や公共用地の活用も視野に入れること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日 総合教育会議において、学童保育所による学校施設の利活用についての協議を行い、学校施設が地域の実情に応じて積極的に活用できるよう制度を整えるとともに公共施設の活用も実施している。令和2年度は、桜小学校と三重北小学校内にそれぞれ第2学童を増設することができた。引き続き、教育委員会をはじめとする関係部署と学童保育所との連携を深めていく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

特になし